

ID: 30

担当部署: 市立大学 総務課 総務係

処分の概要	減免の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則 第13条		
例規番号	令和2年規則第19号		
<p><b>【根拠条文】</b> (減免の取消し等)</p> <p>第13条 機構の給付奨学金の支援が廃止又は停止となった場合は、名寄市立大学の入学料等の減免についても、機構の例により廃止又は停止するものとする。</p> <p>2 入学料等の減免を受けた者の申請の理由に虚偽の事実が判明したときは、減免を取り消すものとする。</p> <p>3 前項の規定による取消しをされた者は、納付すべき授業料等を一括して市長が定める日までに納入しなければならない。この場合において、既にその一部を納入しているときは、その残額を納入しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日